法律に基づき2年ごとに保険料率が見直されます

後期高齢者医療保険料率の算定について 令和4・5年度

令和4・5年度の保険料率について

(現行)令和2·3年度

均等割額 48,100円 所得割率 9.41% (改正後)令和4·5年度 均等割額 50,500円

所得割率 9.93%

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定が行われました。

保険料賦課限度額の改定

1人当たり上限 1人当たり上限 66万円

令和4年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の 改定が行われました。

これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

保険料の軽減について

【保険料均等割額の軽減】 世帯の所得状況に応じて次のとおり均等割額は軽減されます。

対象者の所得要件	均等割の軽減割合			
(同一世帯内の被保険者と世帯主の 総所得金額等の合計額*1)	令和4·5年度			
基礎控除額(43万円) +10万円×(給与所得者等*2の数-1)以下	7割			
基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数* ² -1)以下	5割			
基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数* ² -1)以下	2割			

- ※1 軽減の基準となる[10万円×(給与所得者等の数一1)は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が 2人以上いる場合に計算します。
- ※2 一定の給与所得がある方また公的年金等の所得がある方。
 - ₹ 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大
 15万円を控除し、軽減判定されます。
 - ₹ 軽減判定は4月1日(4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日)の世帯 状況で行います。

圖町民税務課

(後期高齢者医療担当)

NTT…(32)3081

IP直通···(39)9062

未就学児の均等割軽減 国民健康保険

令和4年4月より、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国民健康保険に加入している未就学児(6歳に達する以後の3月31日までの間にある方)に係る被保険者均等割額の5割が減額されます。

世帯所得に応じた軽減措置を受ける世帯の未就学児については、7割・5割・2割の軽減を受けた後の額から5割が減額されます。 **週**町民税務課 (国民健康保険担当) NTT…(32)3081 IP直通…(39)9062

	均等割額 医療分			
	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
世帯所得に応じた(法定)軽減	18,690円	13,350円	5,340円	0円
未就学児均等割軽減	4,005円	6,675円	10,680円	13,350円
습 計	22,695円	20,025円	16,020円	13,350円

	均等割額 後期支援分			
	7割軽減	5割軽減	2割軽減	軽減なし
世帯所得に応じた(法定)軽減	7,910円	5,650円	2,260円	0円
未就学児均等割軽減	1,695円	2,825円	4,520円	5,650円
合 計	9,605円	8,475円	6,780円	5,650円

[※]所得が判明していない未申告の世帯は、減額適用されませんので所得申告をお願いします。

[※]未就学児均等割減額後の税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が税額となります。



マイナンバーカードの 有効期限が変更になりました

令和4年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、マイナンバーカードの有効期間の基準年齢についても変更されました。

令和4年4月1日以降に申請される方

有効期間

18歳<u>以上</u> 10年

18歳<u>未満</u> 5年

※令和4年3月31日以前に申請された方の有効期間は、20歳以上10年、20歳未満は5年です。

4月1日から 住民票などの窓口請求が簡単に

マイナンバーカードや運転免許証の情報を利用して、申請書作成に係る手続きの負担を減らすために、申請書作成機(記帳台システム)を役場1階窓口・健や



か一番館3階長寿福祉課窓口に設置しました。住所や氏名等が記載された申請書が自動で作成されますので、証明書発行等の手続きをされる際にぜひご利用ください。

マイナンバーカードに関する 休日窓口を開設します

4月9日(土)・24日(日) 9時 \sim 15時 ※前日までにご予約ください。予約がなければ窓口は開設しません。

予約・お問い合わせ 町民税務課 戸籍住民担当 NTT… [L (32) 3081 IP… TE (39) 9061